

電子取引約款

第1条（本約款の趣旨）

本約款は、お客様が株式会社FXプライムbyGMO（以下「当社」という）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「本システム」という）を利用して外国為替取引およびバイナリーオプション取引（以下、総称して「本取引」という）を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとします。

第2条（本システムの利用）

本システムは、お客様が契約締結前交付書面を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解の上、お客様が本取引を行うための取引口座（以下「本取引口座」という）の開設を申込み、当社がそれを承諾した後に利用できます。

2. 当社は、お客様に本システム利用に使用するお客様ID、初期パスワードを発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。
3. 本システム利用の際は、お客様ID及びパスワードが必要となります。
4. お客様は、お客様IDとパスワードを管理する責任を負うものとします。お客様ID及びパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

第3条（本システムのサービスの範囲）

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、本取引及びこれに付随する行為、または別途当社が定める範囲とします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、変更することができるものとします。

2. お客様は、本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラム及びインターネット接続会社（プロバイダー）あるいは携帯電話会社との契約等をお客様の責任で準備いただくものとします。

第4条（利用時間）

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

第5条（注文または申込の受付・約定）

お客様が本システムを利用して出される注文は、入力内容を当社が受信し確認した時点でその受付が成立したものとします。

2. 当社は、受け付けた注文を所定の照会画面等に速やかに表示するものとします。お客様は、本システムを利用して出された注文が受理されたこと、及び注文内容と表示内容の一致、また成立あるいは不成立を、照会画面等にて必ず確認するものとします。
3. お客様が本サービスを利用した注文内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、

お客様の本サービス利用に際して入力された当社の記録内容をもって処理するものとします。

第6条（出金依頼の変更・取消）

お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額等の変更を行うことができるものとします。

第7条（機器等の障害）

お客様の使用される端末機器及びインターネット接続ツール等に障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は、電子メール、FAX、郵便等の通信手段によってお客様からの注文を受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第8条（非常時における対応）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便等合理的な通信手段により連絡いたします。

第9条（免責事項）

お客様は、システム上の障害等次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

(1) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピュータ・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動

(2) 通信回線の故障、誤作動及び不調並びに当社との通信が不明瞭、不能等によって当社がお客様の注文を受信できない等、当社の責めに帰することのできない事由

(3) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様 ID 及びパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて本システムが利用された場合

第10条（禁止事項）

お客様は、本システムの利用に際し、次の各号に定める事項を行わないものとします。

(1) 当社が推奨する手段・手法以外のものを利用して本取引を行うことまたは行おうとすること

(2) 当社が推奨する手段・手法に加工、改変等を行い、それを用いて本取引を行うことまたは行おうとすること

(3) 当社が推奨する手段・手法を操作するためのソフトウェア等（当社が推奨するものを除く）を用いて本取引を行うことまたは行おうとすること

(4) お客様が本システムを利用して本取引を行うにあたり、事前に通知したうえで当社が禁止する取引

第11条（本システムの利用の解除）

次の事項のいずれかに該当する場合は、お客様の本システムの利用は解除されます。

- (1) お客様が、本システムの利用休止あるいは本取引口座の解約を申し出た場合
- (2) 当社がやむを得ない事情で利用休止を申し出た場合
- (3) 何らかの事由により、お客様が本システムを利用いただくことが不相当と当社が判断した場合

第12条（電子交付の同意）

当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令の規定に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

第13条（その他）

本約款に規定されていない条項については、本取引についての各約款の各条項が有効であり、適用されるものとします。

(2016年9月18日改定)